

# 仕 様 書

本件に関する業務内容、その他必要事項については、本仕様書（以下「仕様書」という。）及び関係法令等によることとし、仕様書に定めのない事項は、当所と協議の上、当該業務を完遂しなければならない。

## 《関係法令等》

- ・「労働安全衛生法（昭和47年法律57号）」（以下、「安衛法」という。）
- ・「労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）」（以下、「安衛則」という。）
- ・「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）」（以下、「安衛令」という。）
- ・「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成10年労働省告示第88号）」（以下、「告示」という。）
- ・「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（令和3年\_基発1201第7号）」（以下、「指針」という。）
- ・「国立研究開発法人森林研究・整備機構健康診断実施要領（最終改正6.3.29付け5森林機構第1193号）」（以下、「要領」という。）

- |    |            |  |
|----|------------|--|
| 第1 | 件名及び数量     | 令和8年度 四国支所における健康診断業務 一式  |
| 1. | 定期健康診断     | 「安衛法」第66条第1項・「安衛則」第44条・「告示」・「要領」Ⅰ-1-(2)に基づき、実施   |
| 2. | 胃ガン健診      | 「要領」Ⅲ-1に基づき、実施   |
| 3. | 大腸ガン検診     | 「要領」Ⅲ-1に基づき、実施   |
| 4. | 情報機器作業対策検診 | 「指針」7-(1)-ロ・「要領」Ⅱ-2に基づき、実施   |
| 5. | 婦人科検診      | 「要領」Ⅲ-2に基づき、実施   |
| 第2 | 契約期間       | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  |
| 第3 | 履行場所       | 受注者所有の健診車輛又は医療施設   |
| 第4 | 契約の目的      | 本契約の履行にあたっては、関係法令等に基づき、職員の健康を確保し、健康増進に資すると共に、健康障害を予防することを目的として、実施する。   |
| 第5 | 業務内容       | 受注者は、受診予定人数を鑑み、実施可能日及び履行場所を提案後、当所と協議の上、受診日を決定する。<br>但し、健診車輛での往診は、当所構内で1回の実施とし、医療施設での受診は、当所の定める外勤の範囲内とする。<br>なお、業務都合等の理由により、当日、受診できない職員は、本人の希望時期で調整の上、個別に受注者の医療施設で受診する。 |

第6 支払時期等 支払は、各年度における上期及び下期の業務完了後の後払とする。  
なお、受注者は、当所の検収完了後、速やかに、適法な請求書を  
当所へ提出しなければならない。

## 第7 その他留意事項

### 1 検査項目及び受診予定人数

別紙のとおり（人事異動等により、受診予定人数が増減する場合がある）

### 2 実施方法及び遵守事項

- (1) 実施日時は、平日の執務日とし、8：30～12：00の間が望ましい。
- (2) 受診票と検体容器は、実施日の約2週間前までに当所へ納品すること。
- (3) 実施の際は、受注者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者が滞りなく受診できるように、検査設備の必要数の確保や受診者の誘導等に配慮すること。  
また、問診のための医師をはじめ、時間内の実施に必要な人員を配置すること。
- (4) 検査機材・その他必要な物品については、原則、受注者が準備すること。  
また、常に正確な検査結果を担保するため、整備した機材を使用すること。  
なお、当日、机及び椅子の貸与を希望する際は、事前の申出によること。  
また、貸与物品は、善良なる管理者の注意義務をもって、使用すると共に、健診終了後は、速やかに、返却しなければならない。
- (5) 実施会場の運営については、できる限り受診者のプライバシーに配慮すること。  
（心電図において他者から見えないカーテンの設置など）  
また、受注者における個人情報漏えい防止等の情報管理が徹底されていること。
- (6) 受注者は、法令に定める資格を有する業務については、有資格者を確保して実施するものとし、当該法令に基づき、適正に行うこと。
- (7) 受注者は、業務終了後、実施場所の清掃等による原状回復を行うこと。
- (8) 受注者は、健診会場や敷地内での事故防止対策を講じると共に、事故発生時には、賠償、修繕及び弁償すること。
- (9) 受注者の医療施設での受診に際し、必要となる受診者分の駐車場を確保すること。

### 3 検査結果の報告

- (1) 検査結果は、健診終了後、3週間以内に書面にて、担当者へ報告すること。  
報告の際には、検査項目毎の数値結果・異常の有無の判定・再検査の必要性の所見・指導助言等、受診者の健康管理に必要な説明を記載又は別紙で同封の上、受注者が過去の記録を持つ場合は、当該結果も追記し、個人配付用・職場保管用を作成後、連名形式の一覧表と一緒に提出すること。  
但し、緊急に精密検査や治療を要する異常所見があった場合には、速やかに、担当者及び本人に連絡すること。  
なお、特殊健康診断の検査結果報告書は、厚生労働省で定められた様式を使用すること。
- (2) 検査実施後は、前述の検査結果の報告と共に、完了届を提出すること。

### 4 経費負担

当該契約及び履行に際し、必要となる経費は、全て受注者の負担とする。

### 5 注意事項

受注者は、契約の目的を十分理解した上で、仕様書等に基づき、職員の執務を妨げないように、誠実且つ効率的な履行に努めること。

なお、履行中、建物及び設備品等（職員等の車両を含む）を滅失又は棄損した場合、若しくは、その破損等を発見した場合は、遅滞なく当所に連絡すること。

また、書類の閲覧等、施設内での背任行為を禁止すると共に、業務上知り得た事項を第三者に漏洩し、又は、他の目的に使用してはならない。

1. 定期健康診断 受診予定人数 ①～⑥ 21名/年  
⑦ 0名/年

2. 胃ガン健診 受診予定人数 3名/年

3. 大腸ガン検診 受診予定人数 6名/年

関係法令等：労働安全衛生規則第44条

検査項目	検査内容
①基本診察	<p>医師の診察及び問診を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既往歴及び業務歴の調査</li> <li>・自覚症状及び他覚症状の有無の検査</li> <li>・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査</li> </ul> <p>但し、腹囲は、実測又は自己申告による測定とする</p> <p>なお、聴力は、1000Hz 及び 4000Hz の 30dB で、純音を用いて、オーディオメータで検査すること</p>
②血圧の測定	血圧測定器による座位測定を行い、医学的判断をすること
③尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無の検査を行うこと
④胸部X線検査	原則、直接撮影の写真診断による肺がん及び結核等の読影をすること
⑤血液検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貧血検査 血色素量・赤血球数の検査を行うこと</li> <li>・肝機能検査 GOT・GPT・γ-GTPの検査を行うこと</li> <li>・血中脂質検査 LDL 及び HDL コレステロール・血清トリグリセライドの量の検査を行い、備考欄に総コレステロール値及び食後からの採血時間を記載すること</li> <li>・血糖検査 HbA1c の検査を行うこと</li> </ul>
⑥心電図検査	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導により検査を行うこと
⑦喀痰検査	喀痰採取キットを使用し、細胞診断を行うこと
胃X線検査 (胃ガン検診)	造影剤（バリウム）を用いて、原則、直接撮影を行い、写真診断による読影をすること
便潜血反応検査 (大腸ガン検診)	ヒトヘモグロビン法で検査を行うこと（2日法）

#### 4. 情報機器作業対策検診 受診予定人数 11名/年

関係法令等：「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」

##### 検査項目

- ①業務歴及び既往歴の調査
- ②自覚症状の有無の検査 注1
- ③眼科学的検査 注2、注3
- ④筋骨格系に関する検査 注4

注1：眼疲労を主とする視器に関する症状、上肢・頸肩腕部・腰背部を主とする筋骨格系の症状、ストレスに関する症状

注2：視力検査（遠視視力、近視視力）、屈折検査、40歳以上の者に対しては、調節機能検査及び医師の判断により眼位検査。ただし、自覚症状の有無の調査において特に異常が認められず遠見視力又は近見視力がいずれも、片眼視力（裸眼又は矯正）で両眼とも0.5以上が保持されている者については、省略して差し支えない。

注3：自覚症状により目の疲労を訴える者に対しては年齢に関わらず眼位検査、調節機能検査

注4：上肢の運動機能及び圧痛点等の検査、その他医師が必要と認める検査

#### 5. 婦人科検診

##### 検査項目

- |         |                |      |        |      |
|---------|----------------|------|--------|------|
| ①子宮ガン検診 | 受診予定人数         | 6名/年 |        |      |
| ②乳ガン検診  | 乳腺超音波検査        |      | 受診予定人数 | 3名/年 |
|         | マンモグラフィ（2方向撮影） |      | 受診予定人数 | 3名/年 |

## II 通達に基づく健康診断

2 情報機器作業対策（「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」令和元年7月12日基発0712第3号）

- ① 対 象 別表「情報機器作業の作業区分」に該当する職員
- ② 実施時期 当該作業に配置する際（再配置する場合を含む。）及びその後1年に1回定期的に実施する。
- ③ 実施項目

### ア 配置前健康診断

（ア）作業区分において該当する職員（作業区分は、別紙「情報機器作業区分表」による。以下この項において同じ。）

- a 業務歴の調査
- b 既往歴の調査
- c 自覚症状の有無の調査
  - (a) 眼疲労を主とする視器に関する症状
  - (b) 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
  - (c) ストレスに関する症状
- d 眼科学的検査
  - (a) 視力検査
    - i 遠見視力の検査
    - ii 近見視力の検査
  - (b) 屈折検査
  - (c) 自覚症状により目の疲労を訴える者に対しては、眼位検査、調節機能検査
- e 筋骨格系に関する検査
  - (a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査
  - (b) その他医師が必要と認める検査

### イ 定期健康診断

- （ア）作業区分において該当する職員
- a 業務歴の調査
  - b 既往歴の調査
  - c 自覚症状の有無の調査
    - (a) 眼疲労を主とする視器に関する症状
    - (b) 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
    - (c) ストレスに関する症状
  - d 眼科学的検査

(a) 視力検査

i 遠見視力の検査

ii 近見視力の検査

iii 40歳以上の者に対しては、調節機能検査及び医師の判断により眼位検査。

ただし、c 自覚症状の有無の調査において特に異常が認められず d (a) i 遠見視力又は d (a) ii 近見視力がいずれも、片眼視力（裸眼又は矯正）で両眼とも 0.5 以上が保持されている者については、省略して差し支えない。

(b) 屈折検査

(c) 自覚症状により目の疲労を訴える者に対しては、眼位検査、調節機能検査

e 筋骨格系に関する検査

(a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査

(b) その他医師が必要 a 業務歴の調査

④ 労働基準監督署への報告 なし

別表 情報機器作業の作業区分

作業区分	作業区分の定義	作業の例
作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの (全ての者が健診対象)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの ・作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である	・コールセンターで相談対応（その対応録をパソコンに入力） ・モニターによる監視・点検・保守 ・パソコンを用いた校正・編集・デザイン ・プログラミング ・CAD作業 ・伝票処理 ・テープ起こし（音声の文章化作業） ・データ入力
上記以外のもの (自覚症状を訴える者のみ健診対象)	上記以外の情報機器作業対象者	・上記の作業で4時間未満のもの ・上記の作業で4時間以上ではあるが労働者の裁量による休憩をとることができるもの ・文書作成作業 ・経営等の企画・立案を行う業務（4時間以上のもの）

		も含む。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務 (4時間以上のものも含む。)</li> <li>・経理業務(4時間以上のものも含む。)</li> <li>・庶務業務(4時間以上のものも含む。)</li> <li>・情報機器を使用した研究 (4時間以上のものも含む。)</li> </ul>
--	--	---

注：「作業の例」に掲げる例はあくまで例示であり、実際に行われている（又は行う予定の）作業内容を踏まえ、「作業区分の定義」に基づき判断すること。」

### III 健康管理のための健康診断

#### 1 胃ガン・大腸ガン検診

- ① 対象 40歳以上の職員（非常勤職員含む。）のうち希望する者
- ② 実施時期 年1回
- ③ 実施項目
  - ア 胃ガン検診
  - イ 大腸ガン検診
- ④ 労働基準監督署への報告 なし

#### 2 婦人科検診

- ① 対象 女子職員（非常勤職員含む。）のうち希望する者
- ② 実施時期 年1回
- ③ 実施項目
  - ア 子宮ガン検診
  - イ 乳ガン検診
- ④ 労働基準監督署への報告 なし